

東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に  
関する条例の一部を改正する条例

東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例  
(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複  
合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」  
という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る  
指定の申請を行う場合に限る。)(以下この項において「法人等」という。)」を加  
え、「当該法人」を「当該法人等」に改める。

第5条第1号中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する  
介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」  
という。)」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定す  
る介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第61条第1項中「この条」を「この項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。